



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 8 月 25 日 (木曜日) 第 2823 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 規 則

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則…… (危機管理課) 1

### 告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…… (福祉保健課) 2

頁

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出 (福祉保健課) 2  
○指定居宅サービス事業者の指定…… (長寿介護課) 2  
○指定介護予防サービス事業者の指定…… ( “ ) 2  
○保安林の指定予定の通知 (8 件) …… (自然環境課) 3  
○がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要  
綱を廃止する告示…… (建築住宅課) 5

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 8 月 25 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第66号

#### 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則 (昭和35年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 災害救助法 (昭和22年法律第 118号。以下「法」という。) の施行については、災害救助法施行令 (昭和22年政令第 225号。以下「政令」という。) 及び災害救助法施行規則 (昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。	第1条 災害救助法 (昭和22年法律第 118号。以下「法」という。) の施行については、災害救助法施行令 (昭和22年政令第 225号。以下「政令」という。) 及び災害救助法施行規則 (昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
第3条 政令第3条第1項に規定する救助の程度、方法及び期間は、別表第1のとおりとする。	第3条 政令第3条第1項に規定する救助の程度、方法及び期間は、 <u>災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 (平成25年内閣府告示第 228号) に定めるとおりとする。</u>
第11条 政令第5条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、別表第2のとおりとする。	第11条 政令第5条に規定する実費弁償に関して必要な事項は、 <u>別表のとおりとする。</u>

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第2号 (第4条関係) [略] 災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第9条の規定による公用令書を次のとおり変更したので、 <u>同法施行規則 (昭和22年総理府、厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第1号) 第1条第4項の規定により、これを交付する。</u> [略] [略]	様式第2号 (第4条関係) [略] 災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第9条の規定による公用令書を次のとおり変更したので、 <u>災害救助法施行規則 (昭和22年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号) 第1条第4項の規定により、これを交付する。</u> [略] [略]
様式第3号 (第4条関係) [略] 災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第9条の規定による必要としなくなったので、 <u>同法施行規則 (昭和22年総理府、</u>	様式第3号 (第4条関係) [略] 災害救助法 (昭和22年法律第 118号) 第9条の規定による必要としなくなったので、 <u>災害救助法施行規則 (昭和22年総</u>

厚生省、内務省、大蔵省、運輸省令第 1 号) 第 1 条第 5 項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第 8 号 (第 8 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) 第 7 条の規定による公用令書は、その必要がなくなったので、同法施行規則 (昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号) 第 4 条第 3 項の規定により、これを交付する。

[略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 543 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 49 条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 28 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションこぼる	東臼杵郡門川町東栄町 2 丁目 2 - 1	平成 28 年 7 月 15 日
池井病院訪問看護ステーションひとみ	小林市真方 87 番地	平成 28 年 6 月 16 日

宮崎県告示第 544 号

生活保護法 (昭和 25 年法律第 144 号) 第 50 条の 2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 30 号) 第 14 条第

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570203929	デイサービスかりん	宮崎県都城市志比田町 4536 番地	株式会社ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町 4536 番地	平成 28 年 7 月 1 日	通所介護
4570302549	元気フィットネス	宮崎県延岡市北小路 14 番地 1	医療法人健寿会	宮崎県延岡市北小路 14 番地 1	平成 28 年 7 月 1 日	通所介護
4562190050	宮崎県済生会訪問看護ステーションなでこ日向	宮崎県東臼杵郡門川町南町 4 丁目 1 28 番地	社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮崎県済生会	宮崎県東臼杵郡門川町南町 4 丁目 1 28 番地	平成 28 年 7 月 1 日	訪問看護
4510710298	串間市民病院	宮崎県串間市西方 7917 番地	串間市	宮崎県串間市西方 5550 番地	平成 28 年 7 月 25 日	訪問看護

宮崎県告示第 546 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 53 条第 1 項本文の規定に

理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号) 第 1 条第 5 項の規定により、これを交付する。

[略]

様式第 8 号 (第 8 条関係)

[略]

災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) 第 7 条の規定による公用令書は、その必要がなくなったので、災害救助法施行規則 (昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号) 第 4 条第 3 項の規定により、これを交付する。

[略]

4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成 28 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人高千穂会ひかりクリニック 小林	小林市堤 3136 番地 10	平成 28 年 7 月 30 日
立石耳鼻咽喉科医院	日向市春原町 1 丁目 33 番地	平成 28 年 7 月 16 日
東胃腸科クリニック	日向市春原町 1 丁目 33 番地	平成 28 年 7 月 16 日
株式会社サンワ薬局日向店	日向市春原町 1 丁目 33 番地	平成 28 年 7 月 16 日
緒方医院	日向市亀崎東 2 丁目 55 番地	平成 28 年 6 月 16 日

宮崎県告示第 545 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成 28 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

より、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成 28 年 8 月 25 日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570203937	デイサービスセンター福さんの家	宮崎県都城市郡元町3310番地1	社会福祉法人まりあ	宮崎県都城市志比田町9573番地の1	平成28年7月1日	介護予防通所介護
4570302549	元気フィットネス	宮崎県延岡市北小路14番地1	医療法人健寿会	宮崎県延岡市北小路14番地1	平成28年7月1日	介護予防通所介護
4570401325	日南密着型デイサービスえん	宮崎県日南市風田3611-1	合同会社自然たい	宮崎県日南市風田3611-1	平成28年7月1日	介護予防通所介護
4562190050	宮崎県済生会訪問看護ステーションなでしこ日向	宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目128番地	社会福祉法人恩賜財団済生会支部宮崎県済生会	宮崎県東臼杵郡門川町南町4丁目128番地	平成28年7月1日	介護予防訪問看護
4510710298	串間市民病院	宮崎県串間市西方7917番地	串間市	宮崎県串間市西方5550番地	平成28年7月25日	介護予防訪問看護

**宮崎県告示第 547号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 宮崎市大字鏡洲字芳ノ元3109-5、3109-17、3109-21、3109-27、字伯田4119-88、4119-97、4120-1、4120-3、4121-1
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字芳ノ元3109-5・3109-21・3109-27・字伯田4119-88・4120-1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 548号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 都城市山田町中霧島字下平 470・字本堂 497-3・字虎崩1158-1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 549号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年8月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 保安林予定森林の所在場所 延岡市北方町二股字二股亥 244-13
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字二股亥 244-13（次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

- 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 550号**

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産

大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字極殿8356 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度
    - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 551号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字上野字祝原平4363・4371-2 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 4 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 552号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字岩井川字中崎3896-4・3904-1 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 553号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字尾平5443-2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字尾平5443-2 (次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 554号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字舟ノ谷5292-5、5292-43、5292-44、5293-1、5295-3
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は択伐による。  
字舟ノ谷5292-5・5292-43・5292-44・5293-1・5295-3 (以上5筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱を廃止する告示をここに公表する。  
平成28年 8 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 555号

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱を廃止する告示

がけ地近接等危険住宅移転事業費補助金交付要綱（昭和47年宮崎県告示第1055号）は、廃止する。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

--	--